

(継続)

【新開発食品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	E	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	大人ダカラ
評価品目の分類	新開発食品
用途	ケルセチン配糖体を関与成分とし、「体脂肪が気になる方、お腹周り・ウエストサイズが気になる方、肥満が気になる方に適する」旨を特定の保健の用途とする清涼飲料水形態の食品。
評価要請機関	消費者庁
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成22年10月14日付け消食表第346号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第3項及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第4条第1項
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	提出された資料の範囲において安全性に問題はないと判断した。 (平成24年3月8日府食第253号)
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	平成24年7月9日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成24年11月19日 消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価第一調査会において審議 平成25年3月25日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議 平成25年5月7日 消費者委員会より答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない） 平成25年7月16日 許可
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 健康増進法第26条第1項に基づき、特定保健用食品として許可 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	平成25年7月16日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼
その他特記事項	

(継続23下)

(継続)

【新開発食品】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	B	A			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了  
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

## リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	まめちから 大豆ペプチドしょうゆ
評価品目の分類	新開発食品
用途	大豆ペプチドを関与成分とし、「血圧が気になる方に適する」旨を特定の保健の用途とするしょうゆ加工品。
評価要請機関	消費者庁
評価結果通知先	消費者庁
評価要請日等	平成22年2月15日付け消食表第41号
評価要請の根拠規定	健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第4条第1項
評価目的	特定保健用食品の安全性の審査を行うに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>提出された資料の範囲において安全性に問題はないと判断した。</p> <p>&lt;評価書「食品健康影響評価について」抄&gt;</p> <p>また、本食品は血圧に影響するとされている食品であることから、「特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方について」（平成19年5月10日付け食品安全委員会決定）の2の(2)に規定する対応方針に基づく対応が必要であり、事業者は健康被害情報の収集・情報提供に努めるとともに、治療を受けている者等が摂取する際には、医師等に相談することの注意喚起表示を行うことが必要と判断した。</p> <p>なお、本食品は血圧が気になる方に適する旨を特定の保健の用途とするしょうゆ加工品であるが、一日摂取目安量に含まれる食塩相当量は0.7gである。食塩の過剰摂取は血圧の上昇を招くおそれがあることから、リスク管理機関においては、注意喚起表示等により、本食品の摂取が食塩の過剰摂取につながらないよう配慮する必要があると考える。</p> <p>(平成24年3月15日府食第275号)</p>
<b>関係行政機関における施策の実施状況</b>	
施策の検討経過	<p>平成24年7月9日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成24年9月28日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成24年12月19日 消費者委員会新開発食品調査部会において審議</p> <p>平成25年2月19日 消費者委員会から答申（特定保健用食品として認めることとして差し支えない）</p> <p>平成25年6月4日 許可</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>健康増進法第26条第1項に基づき、特定保健用食品として許可</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	平成25年6月4日、許可を受けようとする者の営業所の所在地の都道府県に対し、許可を受けようとする者が許可された旨を通知するとともに、許可書の交付を依頼
その他特記事項	

(継続23下)